

6 人権教育

一人一人を大切にす人権教育

【方向性】

本県では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）である人権教育を、「栃木県人権教育基本方針」（平成14年4月1日実施）に基づいて推進している。また、「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」（平成28年度～令和2年度）の基本施策の一つにも、「人権尊重の精神を育む教育の充実」が位置付けられている。

義務教育段階の学校教育における人権教育は、「豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てること」をねらいとしている。

各学校では、児童生徒の発達の段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を深める必要がある。その際、学校としての課題を明らかにし、児童生徒、保護者の実態と地域の実情を踏まえて教育計画を見直すとともに、教職員自らの人権意識を高め、一人一人を大切にす教育活動を推進することが重要である。

【課題】

（1）各教科等の特質に応じた指導内容及び方法の改善・充実

各学校では、全ての教育活動において基底的指導の充実を図るとともに、各教科等の特質に応じて人権問題と関連の深い学習内容及び学習活動を年間指導計画に位置付け、計画的に直接的指導の効果を高め、必要がある。

その際、児童生徒の発達の段階と実態を踏まえた指導や、視聴覚教材等を活用した指導など、指導方法を工夫することが重要である。

（2）校内研修の一層の充実と推進体制の整備・確立

教職員自らの人権感覚を磨き、人権意識を高めるために、ワークショップなどを効果的に取り入れた研修を継続的に実施するとともに、授業研究会などを通して指導内容や方法についての研修を計画的に実施するよう努めることが大切である。

また、人権教育を全校体制で進めるためには、校長の指導の下に人権教育主任がリーダーシップを発揮し、PDCAサイクルによる推進体制の整備・確立に努めることも大切である。

（3）望ましい集団づくりと児童生徒を取り巻く環境づくりの推進

児童生徒一人一人が互いのよさを認め合い、人権を尊重し合う望ましい人間関係を育成するためには、日常生活の中に現れる偏見や差別に関わるささいな言動も見逃さず、適切な指導を講じることが重要である。

また、児童生徒が集団の一員として学校や学級づくりに参画する機会を多くし、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度の育成が大切である。

人権が尊重された雰囲気や環境づくりについては、掲示物等の物的環境、教職員の言語環境等、児童生徒を取り巻く環境によって、おのずと児童生徒の自尊感情や学習意欲が高まるよう、配慮していくことが大切である。

（4）家庭や地域に関する啓発の推進

学校で進めている人権教育について、保護者や地域の人々の理解や協力を得るためには、学校行事等との関連に配慮し、様々な機会を生かしながら多様な啓発活動を行うことが必要である。また、家庭教育学級等、社会教育との連携も図りながら、計画的、継続的に推進していくことが大切である。

【参考資料】

・「人権教育の手引き（冊子版・CD-ROM版）」	R02.4 県教委
・「令和2(2020)年度 指導の指針」	R02.3 県教委
・「人権教育推進のためのQ&A」	H29.3 県教委
・「人権教育のすすめ方～実践事例集～」	H27.3 県教委
・「人権教育のすすめ方」	H25.3 県教委
・「様々な人権問題に関する指導資料集」	H23.3 県教委
・「人権教育の改善・充実のためのQ&A（第二集）」	H21.3 県教委
・「人権教育の改善・充実のためのQ&A集」	H20.3 県教委
・「人権教育の指導方法等の在り方について 第一次～三次とりまとめ」	H16.6、H18.1、H20.3 人権教育の指導方法等に関する調査研究会
・「各教科の授業における人権学習 展開事例集」	H18.3、H19.3 県教委
・「人権問題に関連する学習内容・学習活動一覧」	H16.3、H17.3 県教委
・「人権に関する社会教育指導資料」	H15.3～ 県教委
・「様々な人権問題に関する指導資料集」	H15.2 県教委